

社会福祉法人
新居浜市社会福祉協議会 

第五次 (2026年度～2030年度)

新居浜市 地域福祉活動計画

ともに生きる
豊かな地域社会を
めざして



～最高の笑顔をすべての人に～

はじめに

「ともに生きる豊かな地域社会」を目指して



私たちは今、少子高齢化、さらには過疎化や地域のつながりの希薄化が急速に進む地域社会に暮らしています。こうした地域社会では、生活問題が多様化・重複化し、これまでの制度やサービスでは支援困難なさまざまな「制度の狭間の問題」が生まれています。こうした問題は「他人ごとの問題」ではなく、私たち一人一人の「自分ごと」としての問題であります。私たちは、長い人生の過程において、育児や介護、病気や障がいなど、何らかの生活課題・問題に直面します。近年では、ヤングケアラーなどの入口支援が困難となる福祉課題も多くなっております。そんな時でも、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしたいと願います。しかし、こうした願いを実現していくことはそんなに簡単ではありません。この願いを実現していくためには、福祉・医療・保健・介護・教育・住宅・雇用・司法などの分野を超えた連携・協働とともに、何よりも地域住民の皆さんの主体的な地域福祉活動への参加が必要になります。

今回、新居浜市社会福祉協議会では、こうした時代の中で生き残るために信頼され必要とされる社協づくり、実効性のある地域福祉の実現を推進していくために「第五次地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画は、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指して4つの取り組みを柱として、これからの5年間の新居浜市の地域福祉を進めていくための羅針盤としての役割を果たすものであり、市民の皆さんの貴重なご意見をもとに策定されたものです。これからこの計画を地域福祉活動の羅針盤として、さまざまな人たちが、それぞれの立場や領域の枠を越えて、力を合わせて手をつなぎ合い、地域福祉活動に主体的に参加していただくことで、5年後には更に「ともに生きる豊かな地域社会」に近づいていることを願っております。

国が推奨する「地域共生社会」の実現にも向けて、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進める本計画の着実な実践には、多くの皆様との協働・連携が必要不可欠であります。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、住民座談会やアンケート調査などにご協力いただきました皆様、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 白石 敦之



◇◇◇ も く じ ◇◇◇

第1章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の背景	4
	（1）地域福祉に関する国の動向	
	（2）新居浜市の福祉を取り巻く現状	6
2	現状と課題	8
	（1）市民アンケート調査結果から見た地域課題	
	（2）分析結果	11
3	計画の目的	13
4	計画の位置づけと期間	14
	（1）計画の位置づけ	
	（2）計画の期間	15
5	計画の推進と評価	
第2章	計画の概要	16
1	基本理念	
2	基本目標	17
3	計画の体系	18



第3章 実施計画 20

基本目標1 くらしを守る

～だれ一人取り残さない包括的支援体制を構築する～

基本目標2 しあわせに生きる 22

～住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせる支援体制を構築する～

基本目標3 つながりを育む 26

～見守り、つながり、支え合う福祉の土壌を育む地域づくりを推進する～

基本目標4 組織力を強化する 29

～社協の存在意義を発信し、新たな時代に必要とされる組織を創る～

第4章 計画の実現に向けて 32

1 推進体制および進行管理

(1) 計画の普及・啓発

(2) 具体的な計画の推進と進行管理

2 計画の策定にあたって



資料編

全国社会福祉協議会 福祉ビジョン2025 33

新居浜市社会福祉協議会 基本理念 34

// 基本方針 35

// 行動指針 36

// 事務局組織図 37

新居浜市地域福祉推進計画施策体系 38

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉に関する国の動向

近年、日本では包括的な支援体制の必要性が強く認識され、地域福祉に関する制度改正が進められてきた。2008（平成20）年のリーマンショックの経験を踏まえ、生活保護に至る前の段階で自立を支援する仕組みが求められたことから、2015（平成27）年4月に生活困窮者自立支援制度が施行された。この制度では、障がい者や高齢者、ひとり親世帯といった特定の属性に限定せず、複合的な課題を抱える人々を含む「生活困窮者」を対象とし、自立相談支援機関による包括的な相談支援を中心とした取り組みが進められた。

2016（平成28）年には、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会」の実現が理念として掲げられた。これは、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域で支え合いながら暮らし、生きがいを共に創り高め合う社会を目指すものである。この方針を受け、厚生労働省は2017（平成29）年に『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革行程）」を示し、すべての住民を対象とした包括的な相談支援体制の必要性を明確にした。

同じく2017（平成29）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法などが改正された。この改正では、支援を必要とする人々が抱える多様な課題を地域住民や福祉関係者が把握し、関係機関と連携して解決を図ることが地域福祉の理念として規定された。また、市町村が「包括的な支援体制」の構築に努めることが求められ、地域住民の支え合い体制づくりや関係機関の連携による支援体制整備のモデル事業が進められた。

さらに、2020（令和2）年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、2021（令和3）年4月から施行された。この改正により、包括的な支援体制を構築するための新たな仕組みとして「重層的支援体制整備事業（重層的支援事業）」が創設された。重層的支援事業は、「①属性を問わない相談支援」、「②多様な参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」の三つを柱とし、これらを一体的に実施することで相乗効果を生み、支援の効果を高めることを目指している。例えば、地域づくりの取組を通じて住民同士のつながりが強まり、課題を抱える人への早期の声かけや相談支援へのつながりが期待される。



支援体制を整備し、だれも取り残さない地域づくりを進めるとともに、地域のつながりの希薄化に対応するため、分野横断的な支援や地域住民との協働が協調されている。

また、全国社会福祉協議会は「福祉ビジョン2025」を策定し、2030年に向けて地域の実情に応じた「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた具体的な行動方針を示している。



複合的な課題を抱えた個人や世帯に対し支援を行う際、各相談支援機関の調整だけでは解決困難な場合がある。

このようなケースに対応するため、関係機関の情報共有や支援の検討を行うために関係者が一堂に会する「支援調整会議」を開催しており、新居浜市社会福祉協議会がファシリテーター（進行役）を務めている。

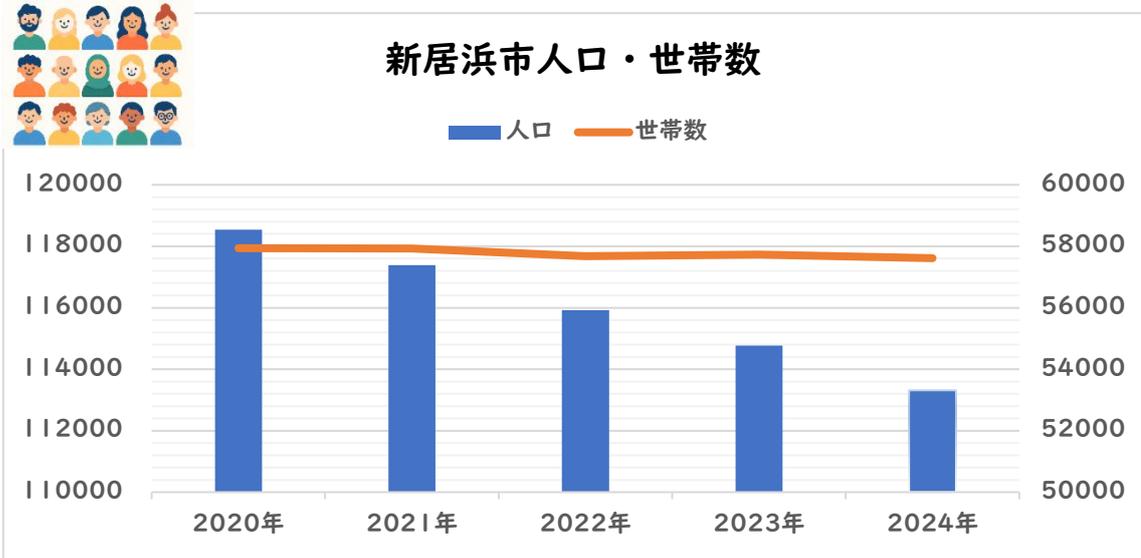


協議体機能を発揮した連携・協働の中核となり実施した、児童館でのこども食堂との連携事業の様子。

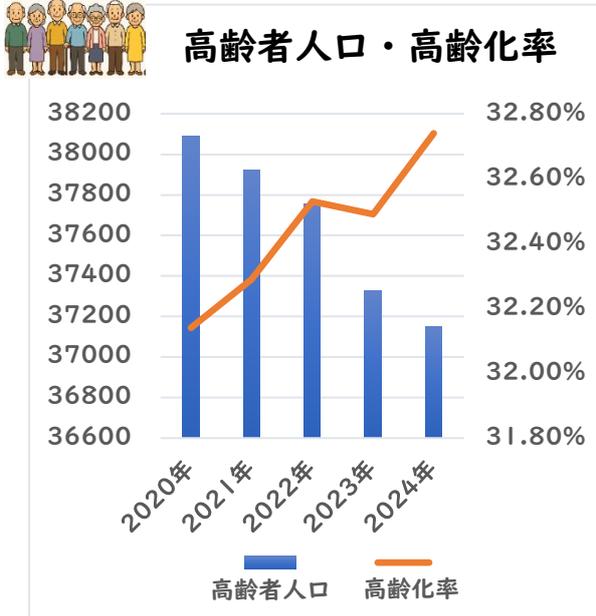


支部連絡協議会にて地域課題となるものを抽出・精練している。こうして挙げられた地域課題を解決するべく、先進地に倣い、取組の検討・実施を進めている。

(2) 新居浜市の福祉を取り巻く現状



人口は2000（平成12）年以降減少傾向にある。2020（令和2）年からの5年間では約5,000人、10年前と比較すると10,000人以上減少している。それに対し、世帯数は若干減少傾向にはあるが、ほぼ横ばいとなっている。



高齢者人口は減少傾向にあるが、高齢化率は増加傾向。表には含まれていないが、高齢者単身世帯数は増加傾向にあり、2010（平成22）年から2020（令和2）年の10年間で1,000世帯以上増加している。

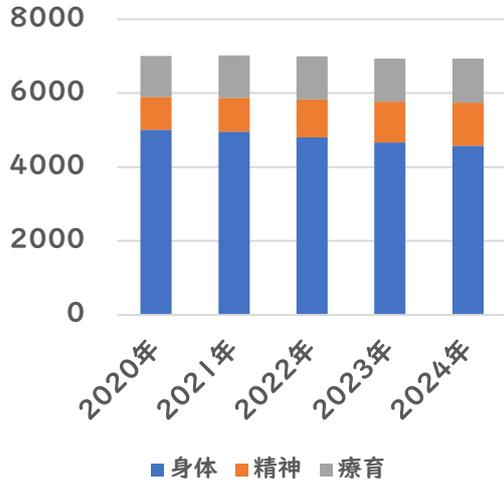


2022（令和4）年に一度減少したが、以降は増加傾向にある。介護保険制度が始まった2000（平成12）年以降の統計を見ても増加傾向にあり、今後も増加が予想される。





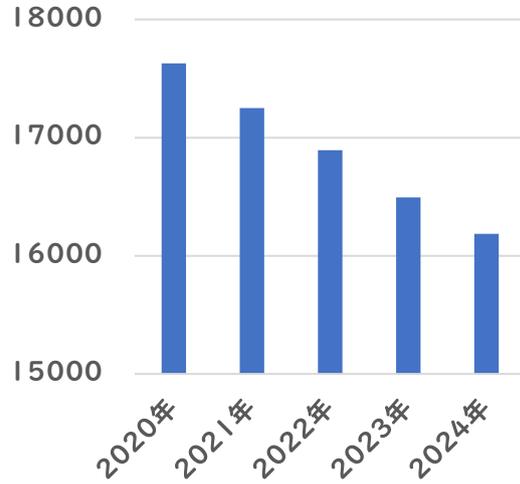
障害者手帳所持者



身体障がい者はここ5年間で減少傾向にある。一方で、精神障がい者、知的障がい者数は増加傾向にある。総数は徐々に減少しているが、ほぼ横ばいとなっている。



18歳未満人口



18歳未満の人口は長らく減少傾向。2014(平成26)年に20,000人を下回って以降も減少を続けている。出生数も減少傾向で、2015(平成27)年以降年間1,000人を下回っている。



2 現状と課題

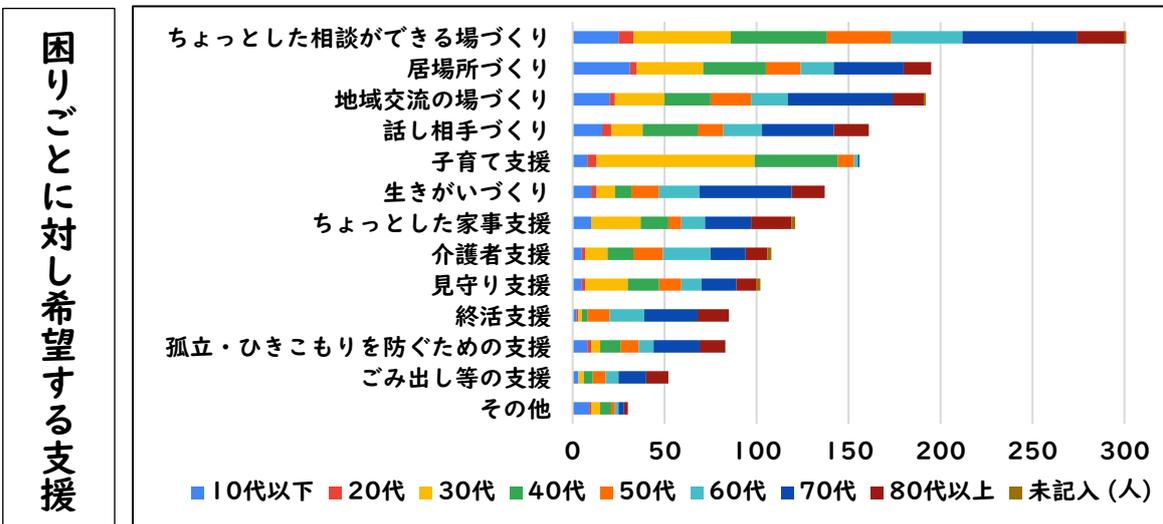
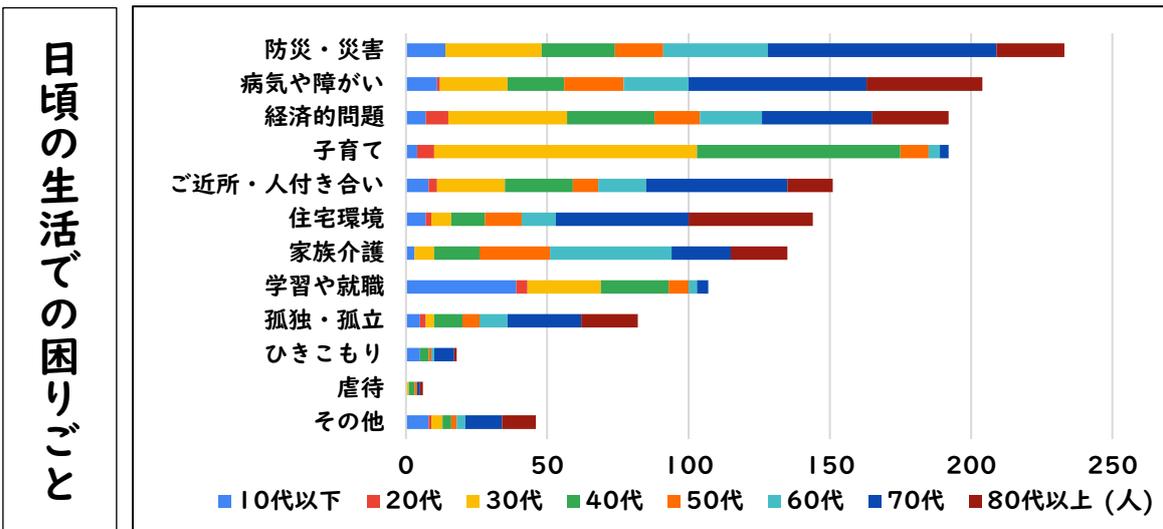
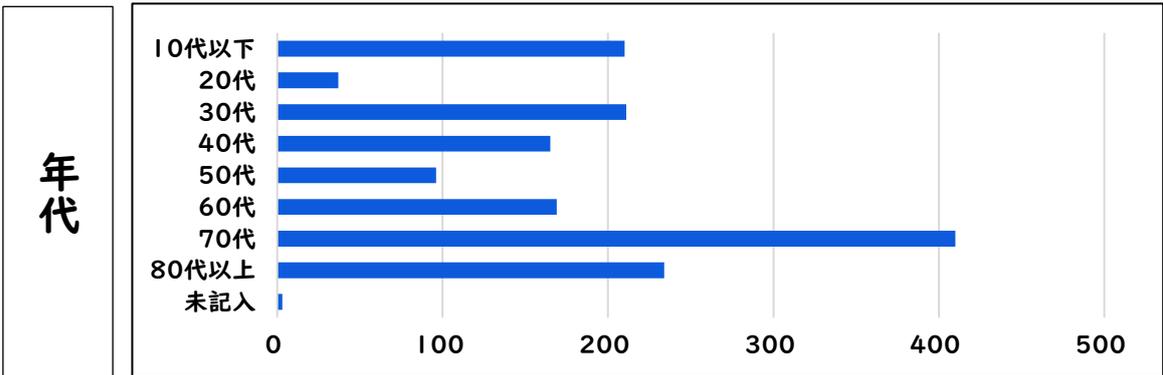
(1) 市民アンケート調査結果から見た地域課題

●一般市民アンケート結果

調査時期 令和7年9月

調査対象 市内在住者（市外からの市内施設利用者も含む）

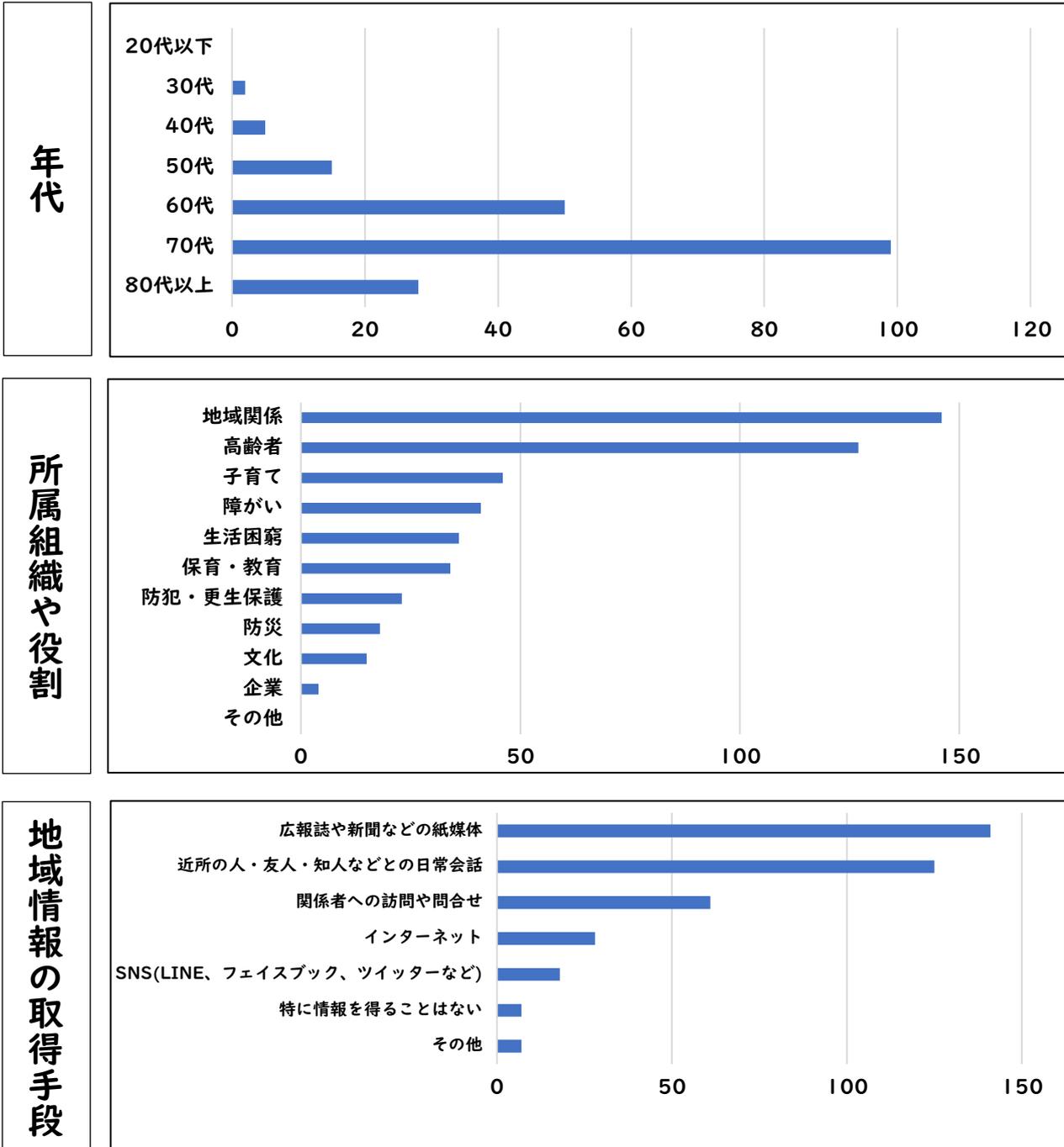
回答数 1,535件



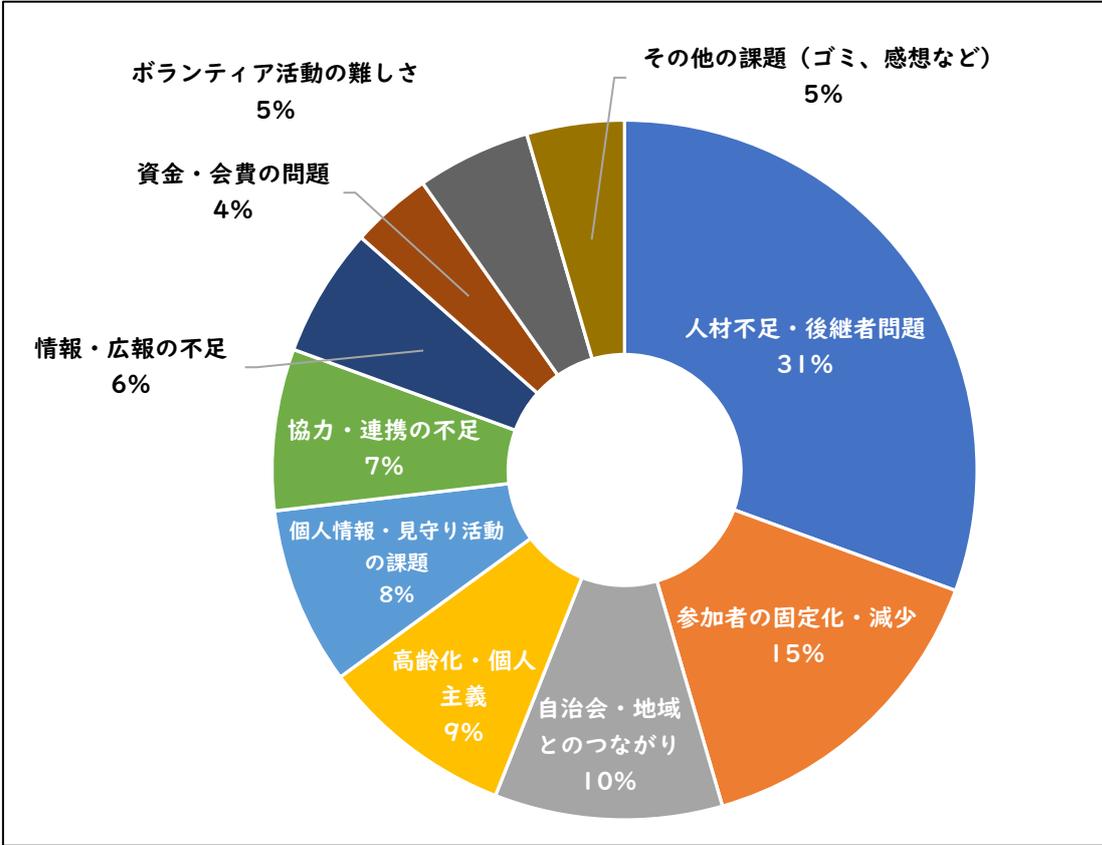
※困りごとに関する2つの設問は複数回答可。「特にない」と回答した方は集計対象外としています。

●社協支部アンケート結果（地域関係者）

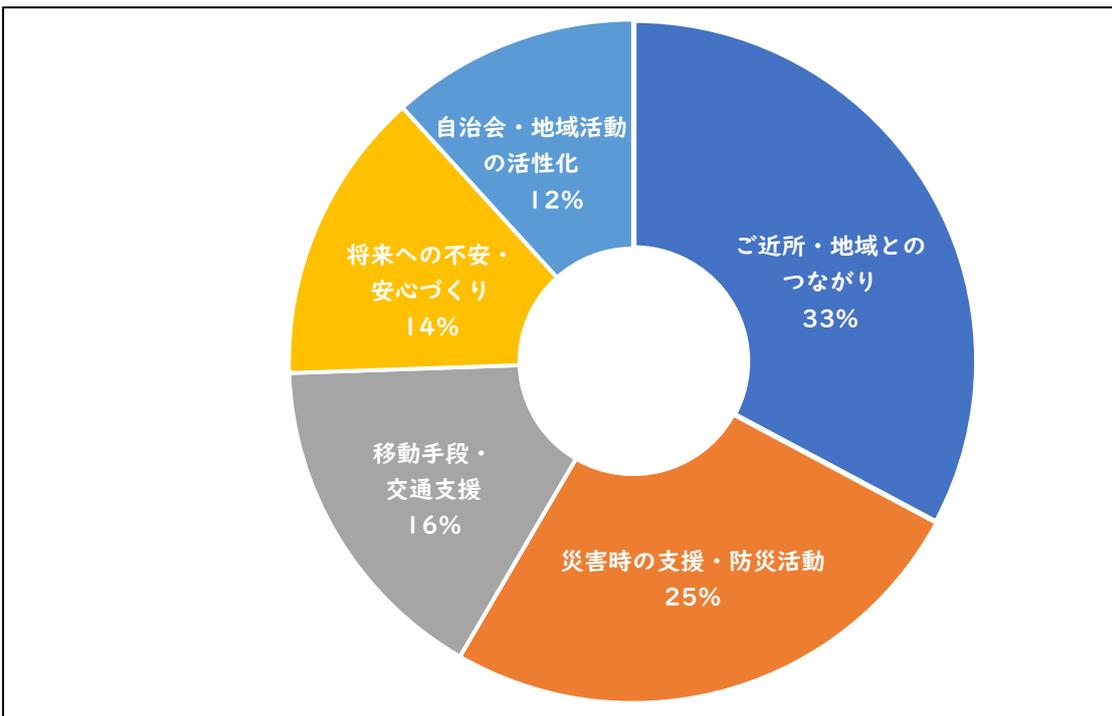
調査時期 令和7年9月
 調査対象 社協支部関係者
 回答数 200件



所属している組織での困りごと



安心して生活するために必要なこと



(2) 分析結果

アンケート結果から見えた地域課題のキーワードとして、一般市民アンケートでは、年代ごとに異なる生活課題が明確になっており、世代ごとの支援ニーズの分化が進んでいます。また、支部アンケートでは、地域活動の担い手不足や高齢化といった地域運営の課題が顕著になっています。

一般市民アンケート（8 ページ）

世代	キーワード（回答数）
10代以下	学習や就職（55） ひきこもり（30） 防災・災害（29） 経済的問題（29） ご近所・人付き合い（22）
20～40代	子育て（172） 経済的問題（88） ご近所・人付き合い（51） 家族介護（42） 病気や障がい（30）
50～60代	経済的問題（40） 家族介護（35） 病気や障がい（28） 交通手段（20） 住宅環境（18）
70代以上	交通手段（170） ご近所・人付き合い（163） 孤独・孤立（116） 家族介護（100） 経済問題（95）

社協支部アンケート（9～10 ページ）

世代	キーワード（回答数）
30～50代	担い手・後継者不足（3） IT・デジタル対応（3） 活動の負担・多忙（2） 活動時間・日程調整（2） 情報共有の難しさ・知識不足（2）
60代	担い手・後継者不足（12） 活動の負担・多忙（7） 情報・知識不足（5） 住民の関心の低さ（4） 協力者・参加者不足（4）
70代	担い手・後継者不足（36） 活動の負担・多忙（15） 協力者・参加者不足（10） 住民の関心の低さ（8） 高齢化（7）
80代以上	担い手・後継者不足（10） 活動の負担・多忙（5） 高齢化（3） IT・デジタル対応（2） 費用・資金（2）

アンケートから見た地域の課題

つながりの希薄化

- ・ 支え合い、見守り、交流の減少
- ・ 独居高齢者の増加、若年層の地域離れ
- ・ 相談できる人が少ない
- ・ 無関心層の顕在化

担い手・参加者の不足

- ・ 地域活動や福祉の取り組みを支える人材不足
- ・ 超高齢化による活動世代の偏り
- ・ 仕事・家庭の両立で若年層の参加が難しい

生活基盤の脆弱化

- ・ 少子高齢化や人口減少など社会構造の変化で生活基盤が脆弱化
- ・ 移動手段や介護問題など仕事との両立を妨げる生活課題が複雑化

情報・広報の弱さ

- ・ 地域活動や福祉の情報など若年層や働き世代に届きにくい
- ・ デジタル活用への苦手意識による情報格差
- ・ 情報が限られた人に集中して新しい人に届かない

支援体制の未整備

- ・ 地域全体で支え合う仕組みが十分に整っていない
- ・ 育児、介護、障がいなど福祉が断片的で横の連携が弱い
- ・ 高齢化などによる担い手不足で持続的な活動が難しい



「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて必要な共通基盤は？

【くらし】 × 【しあわせ】 × 【つながり】 × 【組織力】

アンケート結果から地域課題を5つに分類しました。これら5つの課題は、【くらし】【しあわせ】【つながり】【組織力】に関係し、人と人が支え合って過ごしていくうえでの共通基盤となります。今後は、世代や立場を越えて課題を共有し、地域ぐるみの協働と支援の仕組みを構築していくことが重要です。



3 計画の目的

地域福祉活動計画は、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉サービス事業者などが「だれもが安心して暮らし続けられる福祉のまち」をつくることを目的とした民間の「活動計画」です。地域福祉活動計画を策定することで、住民一人ひとりが地域福祉について関心をもち、それぞれの地域において安心して暮らし続けることができるよう、お互いに協力して地域の生活課題の解決に取り組むことができます。

新居浜市でも今、少子高齢化・人口減少の進行により、家庭や地域でお互いに助け合い支え合う機能が弱まり、さまざまな生活課題を抱える人が増えています。

私たちの住む身近な地域で、お互いに支え合い、助け合いができるためには、行政や社会福祉協議会の取組だけでは不十分であり、地域で発生するさまざまな生活課題を、地域みんなの問題として捉え、考え、話し合い、協力して解決していこうとする“私たち一人ひとりが主役”となる市民との協働が不可欠となります。

「新居浜市社会福祉協議会第五次地域福祉活動計画」は、「全社協 福祉ビジョン2025」をもとに、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、時代の変化のなかで必要としている「ともに生きる豊かな地域社会」をめざし、地域と行政、関係機関や社協などが、それぞれの主体性を活かしながら果たすべき役割を担い合うことで、福祉のまちづくりを実現していきます。



つどいの場（高齢者施設課）



社協支部との交流（障がい者施設課）



子育てサロン合同運動会（地域福祉課・児童施設課）



4 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を実施する者」が互いに協力して地域福祉を推進することを目的とした行動計画です。

「全社協 福祉ビジョン 2025」の内容に照らし、新居浜市が策定する「新居浜市地域福祉推進計画 2021」とも相互に補完・連携を図るものとして策定しています。

新居浜市社会福祉協議会

第五次 地域福祉活動計画

▶基本理念

「ともに生きる豊かな地域社会」

▶基本目標

1. 暮らしを守る
だれ一人取り残さない包括的支援体制を構築する
2. しあわせに生きる
住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせる支援体制を構築する
3. つながりを育む
見守り、つながり、支え合う福祉の土壌を育む地域づくりを推進する
4. 組織力を強化する
社協の存在意義を発信し、新たな時代に必要とされる組織を創る

新居浜市地域福祉推進計画 2021

(令和3年度～令和12年度)

▶基本理念

「人がつながり 支え合い 健康でいきいきと暮らす 福祉のまち にいはま」

▶基本目標

1. 生涯を健やかに過ごす、健康なまちづくり
2. 次世代につなげる、安全で安心なまちづくり
3. やさしさを人がつながり、ともに支え合うまちづくり
4. すべての人の権利と責任を大切に、生きがいあふれるまちづくり

補完・連携



(2) 計画の期間

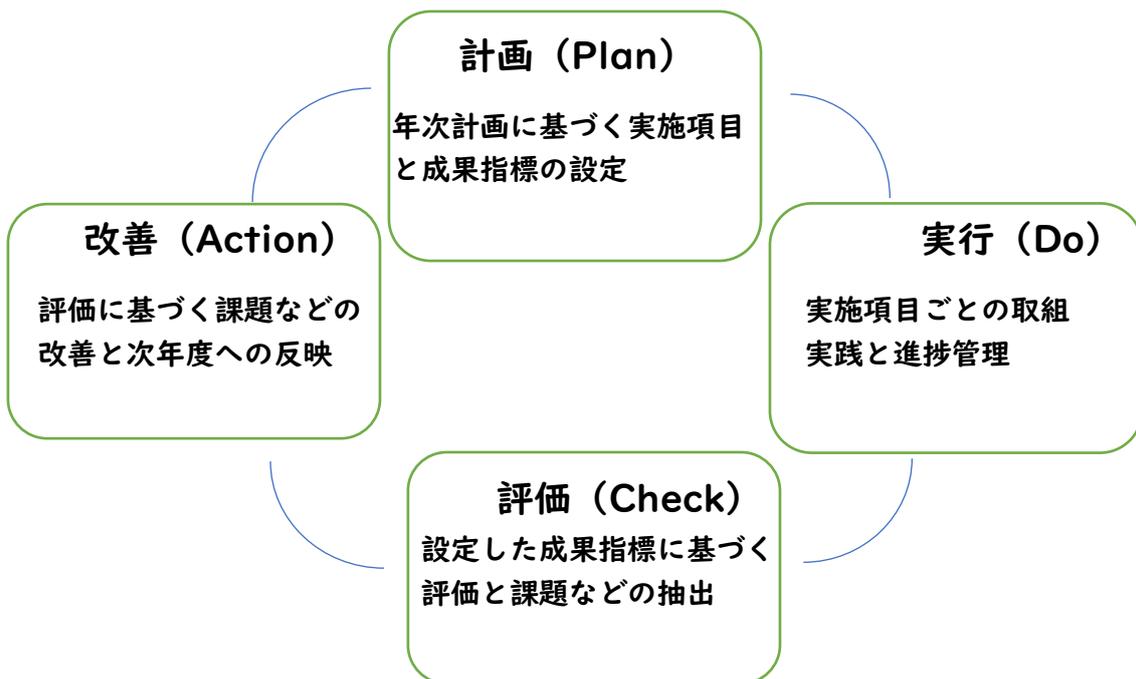
2026年度～2030年度までの5年間を計画期間とします。

2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
第四次計画 →			第五次計画 →			第六次計画 →
次期計画策定 →			中間年 計画の見直し			次期計画策定 →

5 計画の推進と評価

この計画は、住民や地域の関係者・関係団体と社協が、新居浜市と連携を図りながら、地域全体で推進していきます。計画の進捗管理は、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行います。

計画の推進主体である社協が年度ごとに進捗状況の確認・評価を行います。また、社協の理事会や評議員会にて達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。さらに、新居浜市との連携をより一層密にした取組を行うことで、計画の実効性を確かなものとします。計画最終年度には総括の評価を行い、取組のなかで明らかになった課題を明確にして、次期計画の策定にいかします。



第2章 計画の概要

1 基本理念

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現

第四次地域福祉活動計画では、社協支部地域福祉活動計画を中心に捉えて、支部から提案された課題を、市社協が実施する各種事業の項目に連動させながら、毎年PDCAサイクルとして具体的に計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）し、実効性を高めながら計画を推進してきました。

今回の計画では、全社協が示した福祉ビジョン2025をもとに、市社協として地域の福祉ニーズに応えながら、新たな社会課題、地域生活課題への支援活動や災害に強いまちづくりを進め、地域共生社会の実現を図るため福祉組織・関係者がこれまで以上に連携・協働、ネットワークのもとに取り組んでいくことが大切です。そのために、あらためて「ともに生きる豊かな地域社会」の実現のため、これからの時代の変化を見据えた「羅針盤」として示す計画策定といたしました。

ともに生きる豊かな地域社会

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会。

「全社協 福祉ビジョン2025」の実践に向けた取組

- (1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する
- (2) 重層的な連携・協働に基づく多様な実践を推進する
- (3) 権利擁護を推進する
- (4) 福祉サービスの基盤維持と質の向上を図る
- (5) 福祉を支える人財の確保・育成・定着を図る
- (6) 福祉組織の基盤を強化する
- (7) 災害に備える
- (8) 福祉のミッション（使命、役割、存在意義）を発信し、新たな時代の福祉の基盤づくりに取り組む



2 基本目標

1) くらしを守る

→だれ一人取り残さない包括的支援体制
を構築する

2) しあわせに生きる

→住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮
らせる支援体制を構築する

3) つながりを育む

→見守り、つながり、支え合う福祉の土壌
を育む地域づくりを推進する

4) 組織力を強化する

→社協の存在意義を発信し、新たな時代に
必要とされる組織を創る

3 計画の体系

基本理念

基本目標

「
と
も
に
生
き
る
豊
か
な
地
域
社
会
」
の
実
現

1. くらしを守る

だれ一人取り残さない包括的支援体制を構築する

2. しあわせに生きる

住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせる支援体制を構築する

3. つながりを育む

見守り、つながり、支え合う福祉の土壌を育む地域づくりを推進する

4. 組織力を強化する

社協の存在意義を発信し、新たな時代に必要とされる組織を創る



取組の柱



- 福祉なんでも相談体制の充実
- 個別支援と地域支援の一体的な取組（組織内連携）
- 総合相談機能を基盤としたソーシャルワークの展開
- 意思決定支援の重視と権利擁護の推進
- 新たな社会的課題への事業展開



- 一人ひとりの暮らしに寄り添った在宅ケアの充実
- その人らしい生活を支える施設サービスの充実
- だれもが安心して暮らせるソーシャルワークの実践
- 多職種連携による協働型ケアマネジメントの推進
- 効果的な募金活動の運営と新たな仕組みづくり
- 平時から災害に備えたネットワークづくり



- 社協18支部相互の連携強化
- 近隣の助け合い活動の仕組みづくり
- 市民から愛される指定管理施設の管理運営
- つどいの場・居場所づくり
- 共に活動する担い手づくり（福祉教育の推進）
- ボランティア・市民活動の推進



- 組織運営の充実強化
- 人財の確保・育成・定着を図る職場環境づくり
- 財政基盤の強化と安定的な財政運営
- 情報発信、広報活動の強化
- 協議体機能を発揮した連携・協働の中核
- 新たな時代の福祉の基盤づくり

第3章 実施計画

基本目標1 くらしを守る

～だれ一人取り残さない包括的支援体制を構築する～

取組の柱

福祉なんでも相談体制の充実

●世代や属性を問わず、幅広い相談にワンストップで対応し、相談者の声に耳を傾け、断らない相談支援を行います。また、アウトリーチを徹底し、支援を必要としているにもかかわらず、自ら助けを求められない人々に対し、積極的にアプローチを行い、必要な支援につなげます。

- 全職員が窓口となる相談体制を確立します。
- アウトリーチ機能を強化します。
- 多職種連携によるチーム支援を実施します。



子育て相談

個別支援と地域支援の一体的な取組

●社協の強みを生かして、組織内連携を図り、多分野における柔軟な手厚い支援を展開します。また、住民や地域関係者と共に、情報交換や連携できる場づくりを強化し、さまざまな地域課題を解決するための仕組みづくりを進めます。

- 生活困窮者自立支援を通じた地域づくりを行います。
- 困りごとを抱えた人の支援を行いながら、その人を支える地域をつくる支援も一体的に推進します。



総合相談機能を基盤としたソーシャルワークの展開

●制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える人や世帯を支えるための多機関協働による包括的な相談支援を行います。専門職との連携により、専門性が必要な課題や問題に対しても適切な対応を行います。

- 弁護士や司法書士などの専門職との連携を図ります。
- 福祉分野に関わらず、多職種とのネットワークの充実により総合相談体制を強化します。

意思決定支援の重視と権利擁護の推進

●地域で生活する一人ひとりが、個人の尊厳と意思が尊重され、自らの意思に基づいた日常生活や社会生活が送れるように支援を行います。法人後見や福祉サービス利用援助事業の拡充を図るとともに、その適切な利用を支えます。

- 利用者に関わる支援者などへ「意思決定支援」と「チーム支援」を働きかけます。
- 個人の意思を尊重し、適切なサービスを選択し、利用できるように支援します。
- 権利擁護に関する正しい情報発信を行い、成年後見制度の理解と利用を促進します。

新たな社会的課題に対する事業展開

●社会情勢の変化に対応しながら、地域社会が求めている情報をキャッチし、新たな社会的課題に対応できる事業を展開します。

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業や身寄りのない高齢者支援について、県内社協や関係機関の動向を見ながら事業展開を進めます。
- 既存のサービスでは対応できない複合的な課題解決に対応するため、必要な社会資源を開拓します。

基本目標2 しあわせに生きる

～住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせる支援体制を構築する～

取組の柱

一人ひとりの暮らしに寄り添った在宅ケアの充実

●一人ひとりの意思を尊重し、寄り添いながら、それぞれのニーズに合った適切な支援を行うために、福祉サービスの確保とサービスの更なる質の向上を図ります。福祉人財の確保が難しい中において、福祉サービスの質の維持・向上のためにICT活用など業務やサービスの提供方法の見直しを行い、業務の効率化に取り組めます。

- 必要な人が必要な時に車いすが利用できるように、貸出体制を整備します。
- 利用者の想いを大切にしながら、利用者にとって適切なサービスにつながる相談支援に取り組めます。
- 障がいがあっても、自分らしく住み慣れた地域で生活できるように地域で暮らす力を支え、個々のニーズに沿った福祉サービスを提供します。
- 介護の専門性向上とICT活用により、利用者の意思を尊重した質の高い在宅支援を提供し、地域で安心して暮らせるサービスを実現します。



なごみの里「金子」での楽しいひととき



その人らしい生活を支える施設サービスの充実

●利用者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、個々の生活背景や思いを尊重したサービスが途切れず届く仕組みをつくります。職員の専門性やチーム体制の強化を図り、安全で快適な施設運営と日々の生活を支えるサービス提供を推進します。

- 利用者一人ひとりに寄り添いながら、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける環境と障がい特性に応じたサービスを提供します。
- 利用児の特性やペースを尊重し、安心して自分らしさを発揮できる環境を整備します。併せて、利用児と家族が日々を安定して過ごせるよう寄り添い、必要な支援を提供する体制を構築します。
- 認知症の高齢者が安心して過ごせる環境を整え、利用者とその家族を支える地域の居場所をつくります。

だれもが安心して暮らせるソーシャルワークの実践

●だれもが安心して暮らし続けられる地域を実現するため、地域を基盤としたソーシャルワークを包括的に展開し、人と人とのつながりを深めながら、共に支え合い暮らしていける地域づくりを目指します。

- 地域包括支援センターと連携し、中山間地域の実情に応じ、だれもが必要な支援を受けることができる体制整備を強化します。
- 地域に出向き各種団体とのつながりを深め、地域住民が主体となって助け合える地域福祉を推進します。
- 利用者やその家族の地域での暮らしを守る相談支援に取り組みます。また、災害時でも安心して暮らしていけるよう、日頃からのつながりを重視した支援を推進します。
- 子育て交流施設として、子育ての不安や悩みなど日常的に相談を受け、関係機関と協力し継続的に支援します。
- 日頃の何気ない会話の中から、利用者の体調の変化や抱える課題を把握し、関係機関との連携のもと相談支援につなげます。

多職種連携による協働型ケアマネジメントの推進

●地域でその人らしい安心した生活を送れるよう、多職種が連携して一人ひとりに必要な包括的支援を実践します。個々のニーズに応じたケアプランを作成し、効果的で質の高いサービスを提供します。

→地域住民や多職種・多機関と連携した重層的支援体制を整え、個別ニーズに応じた支援と人材育成を基盤に、新たな時代を支える地域づくりを推進します。

→地域ケア会議などを実施することにより、関係機関・団体などとの連携を強化し、個別支援と地域支援の一体的なケアプランを作成します。

効果的な募金活動の運営と新たな仕組みづくり

●募金の透明性を高め、どのように役立っているかを具体的に伝えることで、寄付者の共感を育みながら、継続的な協力が自然と生まれるような情報発信やテーマ設定を行います。またデジタル決裁の導入を進めます。

→地域住民と一緒に取り組む講習会を行い、活動の幅を広げるとともに、認知度向上に取り組めます。広報により募金活動への理解と、寄付方法の周知を強化します。

→共同募金の使われ方などが見やすく、分かりやすい広報活動を行い募金額の増額に努めます。



ジュニアリーダーと赤い羽根共同募金



赤十字募金を活用した救急法講習



平時から災害に備えたネットワークづくり

●行政、企業・組合、NPOなど多用な主体と社協を合わせた4者が、平時から顔の見える関係を築き、いざという時に迅速かつ安心して連携できるネットワークを構築します。

→地域協働型の災害ボランティアセンター運営体制を構築するため、研修と訓練を実施します。

→4者による年2回の会議を開催し、担当者同士の顔合わせや情報交換、研修・訓練を行います。

→災害に備えて、災害ボランティアセンター設置訓練を行い、現状に即したマニュアルや様式の見直しを進めます。



災害ボランティアセンター設置運営訓練



工業高校と防災会による立川地区清掃



角野校区 防災訓練

基本目標3 つながりを育む

～見守り、つながり、支え合う福祉の土壌を育む地域づくりを推進する～

取組の柱

社協18支部相互の連携強化

●社協支部が地域の特色や強みを生かして主体的に地域づくりが進められるよう、つながりと学びの機会を大切に、共に考え行動する関係を育みます。

→支部連絡協議会を定期的に開催し、各支部の事例や課題の共有などを行い、各校区の特色に応じた地域づくりが推進されるよう支援します。

→社協支部を構成する役員相互の連携や人財育成を目的として役職別研修や合同研修会を実施します。

近隣の助け合い活動の仕組みづくり

●だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、近隣同士が無理なく緩やかに助け合える仕組みをつくりまします。

→独居高齢者見守り推進事業によって、独居高齢者が抱える問題の早期発見・早期解決を図り、地域で安心・安全な生活ができる仕組みを維持・向上させていきます。

→「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい地域社会」の実現に向けた普及・啓発活動を行います。



市民から愛される指定管理施設の管理運営

●社協の特性を活かして、住民目線で創意工夫のある管理運営を行い、それぞれの施設の機能を最大限に発揮して、幅広い年齢層から愛される施設づくりを目指すとともに市民サービスの向上を図ります。

- 総合福祉センターでは、住民主体の福祉活動の拠点となるよう、最新の情報やサービスをわかりやすく発信し、効率的で安定した貸館管理体制を整えるとともに、健康面を考慮した活動も提供します。
- 別子山分館では、歴史や自然など、施設の環境と機能を活かし、別子山地域の関係人口の創出を図る事業を継続して展開します。
- 障がい者福祉センターでは、障がい福祉の拠点として、社協ならではのネットワークと専門性を活かし、関係機関団体と連携を図り安心・安全なサービスの提供を行います。
- 児童館では、児童健全育成の拠点として地域と連携し、こどもたちの健やかな成長と豊かな心を育む活動を展開し、自由で安心して過ごせる居場所を提供します。
- 高齢者福祉センターでは、利用することにより、自然と生きがい生まれ体力の保持や認知機能の改善が図られるように健康体操や生きがい支援講座などを提供し、健康寿命の延伸につなげます。

つどいの場・居場所づくり

●地域社会の中で孤独や孤立を防ぐため、住民同士が気軽に集い、地域とのつながりや周囲の温かさに気づき、生きがいを感じられるような、つどいの場や居場所をつくります。

- つどいの場の一端となるよう、総合福祉センターを通じて、地域住民の交流が活発になるよう取り組みます。また、利用者に寄り添った気軽に利用できる場を提供します。
- 生き生きデイサービスや関係人口の創出を図る取り組みを継続し、地域住民のつどいの場・居場所づくりを行います。
- 各サロンの状況を把握し、活動内容の共有や出前講座、福祉バスなどの活用によって、地域住民が集える場となるよう支援します。
- 地域と連携し、移動に関するニーズを把握し、ワゴン車を利用して高齢者や交通弱者の外出を促進・支援します。

- 障がい者の孤立を防ぎ、当事者同士の交流の場として機能するとともに、地域住民やボランティアの人が集う共生型の障がいサロンを目指します。
- 安心して来館できる児童館として環境を整備します。クラブやサークル活動を充実させ、地域の子育てサロンにも協力を行います。
- コミュニティカフェを地域の高齢者に気軽に利用していただきながら、利用者同士や職員とのコミュニケーションを活性化し、新たな仲間づくりや交流を支援します。

共に活動する担い手づくり

●地域福祉活動や権利擁護活動に興味や関心をもつ方々に広く参加いただけるような魅力ある事業運営やイベント企画を行います。また、重層的支援体制整備事業を推進し、地域づくりと福祉の担い手育成を一体的に行います。

- 地域に暮らすさまざまな人との交流や体験を通じて、地域住民や地域福祉活動への関心を深め、共に生きる力を育む福祉学習の提供を進めます。
- 企業や団体と協力し、従業員の地域福祉活動への参加を促進し、担い手の裾野を広げます。
- 権利擁護事業を担う重要な担い手として、生活支援員や市民後見人を確保し、利用者のサポート体制を充実させます。

ボランティア・市民活動の推進

●市民が主体的に関わり、思いやりと協力の心を育みながら、だれもが気軽に参加できるボランティア活動が日常に根づく環境づくりを目指します。

- だれもが活動に参加できるようにボランティア情報の提供、相談、コーディネート機能を充実します。
- 福祉課題に対して必要とされる新たな活動に積極的に取り組みます。
- ボランティア団体やNPO、市民活動団体との連携及び支援を強化します。



基本目標4 組織力を強化する

～社協の存在意義を発信し、新たな時代に必要とされる組織を創る～

取組の柱

組織運営の充実強化

●地域福祉を推進し、社会に貢献するために必要な組織力の強化と、社会情勢に
適応できる効率的な組織運営を図るための組織体制の整備を進めます。

→理事会・評議員会・監事の役割を明確化し、適正で公正な法人運営を確立し
ていきます。

→中期経営計画を策定し、地域福祉活動計画と共有しながら、更なる具体的な
取組を明示していきます。

人財の確保・育成・定着を図る職場環境づくり

●社協職員として必要な人財を確保し、職員の専門性の向上を図るとともに、職
員一人ひとりが生き生きと働き、成長していける仕組みづくりと、安心して働き
続けられる職場環境の整備を進めます。

→研修体系を見直し、人財育成の体制を確立します。

→ライフステージの変化に左右されず、安心して就業できる環境を整えるよう
法令遵守を徹底し、制度の周知と啓発を行います。

→業務改善を推進し、ワークライフバランスの充実及び働きやすい職場環境
づくりを進めます。



財政基盤の強化と安定的な財政運営

●法人全体の収支状況の把握や経営分析を徹底し、各種計画に基づく経費管理や人財配置の工夫を進め、事業の持続性と安定した財政運営の基盤づくりを行います。受託事業や指定管理事業については、事業ごとの経費を適切に計上します。

- 中期経営計画を策定し、人件費の見直しやプロフィット事業の業務改善など効率的な資金運用を図りながら、財務基盤の強化を図ります。
- 社協会費の新規加入促進と継続維持のため、用途を分かりやすく示す資料を作成・配布し、集金方法の簡素化を目指します。
- 選ばれるサービスづくりと地域に寄り添う運営体制により、事業の活性化と安定運営を推進します。

情報発信、広報活動の強化

●本会の活動や地域福祉の重要性について、より多くの市民に周知し、社協への理解を広げるため、分かりやすく親しみやすい情報発信を行い、広報手段の多様化と発信力の強化を図ります。

- 社協事業への関心と認知を高めるため、魅力的な企画を立案し、効果的な周知を行います。

協議体機能を発揮した連携・協働の中核

●地域住民や福祉組織、行政などと協働し、地域課題の発見や情報共有を進めます。時代の変化に対応しながら、多機関・多職種が連携して、課題解決に向けた事業や活動を推進します。

- 各事業に関連する、地域の多様な主体を結び付け、住民参加型のまちづくりにつながるよう、法人全体で連携を強化していきます。
- 福祉施設間相互の連携を強化し、地域福祉の向上につなげます。また、児



- 童・生徒を積極的に受け入れ、福祉や介護へ関心が高まる活動を行います。
- 更生保護を支える関係機関との連携を軸に、犯罪や非行のないまちづくりに向けて、市全体の関心が高まる運動を展開します。
- 訪問介護事業所間の連携を強化し、情報共有と課題解決を通じてサービスの質の向上と安定した提供体制、組織力の向上を図ります。

新たな時代の福祉の基盤づくり

●だれもが地域で安心して自分らしい生活を送れる社会を目指し、新しい考え方や手法を取り入れながら、次の世代につなげる価値を創り出すために、多種多様な感性や価値観を含めたイノベーション（革新）を推進します。

- ICT や AI を活用して事務負担の軽減や業務を効率化します。利用者一人ひとりに丁寧に向き合える体制を構築します。
- まごころ銀行や基金を活用し、地域の福祉活動や事業に展開できる仕組みを構築します。



最高の笑顔をすべての人に



第4章 計画の実現に向けて

1 推進体制および進行管理

(1) 計画の普及・啓発

今回策定した第五次地域福祉活動計画は、これからの社会構造の変化を見据えて策定された「全社協 福祉ビジョン2025」を羅針盤として、基本理念「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた具体的な方向性を示しました。

そのため随時、施策・事業の進行などに関して情報交換や連絡調整を行い、公的施策以外に地域住民をはじめとする、民生児童委員、自治会、ボランティア、地域自主組織、当事者組織、NPO、社会福祉法人などと連携し、それぞれの役割のもと、協働による福祉のまちづくりを進めていきます。

(2) 具体的な計画の推進と進行管理

今回策定した第五次地域福祉活動計画の進行管理は、各部門の管理職を進行管理責任者として行います。

すべての計画を事業に連動させることで、毎年度の事業計画に反映させて、毎年PDCAサイクルを基本に計画、実行、評価、改善の実行を管理するものとします。

2 計画の策定にあたって

この度策定したこの計画は、これからの時代に私たちが求められる社会的使命を私たち自身の言葉で表し、その達成に向けた“あるべき姿”を描き、その実現への道筋を定めました。

私たちには、“やるべきこと”があります。この計画に定めた基本目標と実施計画を役職員全員で共有し、思いを一つに使命感とやりがいを持って遂行していきたいと思えます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

作業委員一同



資料編

全国社会福祉協議会 福祉ビジョン 2025

2025（令和7）年5月、全社協 政策委員会は2025年度を始期とする「全社協 福祉ビジョン2025」を策定しました。

2030年までを取り組み期間と定めた「全社協 福祉ビジョン2020」では、もともと中間年にあたる2025年に社会情勢などの変化をふまえた改定を予定していましたが、ビジョン2020策定後のコロナ禍を経て、地域社会の変化が急速に進み、福祉基盤の維持・継続が危ぶまれる事態が生じていることにより、改定の必要性が一層高まりました。

こうした状況を踏まえ、「ビジョン2025」としてあらためて、全国の福祉組織・関係者が、それぞれの地域の実情に応じた「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた地域づくりを進めていくうえでの役割を再整理し、社会に発信、実践していくことを目的としています。



福祉ビジョン2025に関する詳細な内容は、
全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

<https://www.shakyo.or.jp/index.html>



Ⅰ 新居浜市社会福祉協議会 基本理念

基本理念は、私たち新居浜市社協が地域福祉を推進する団体としてあるべき姿を示すものであり、これから私たちが向かうべき方向性を明確にする組織の軸となるものです。

私たち新居浜市社協は、これからもゆるぐことのない組織の価値観として、次のとおり掲げます。

【基本理念】

さいこう えがお
最高の笑顔をすべての人に

基本理念に込めた思い

ふくしとはみんなのしあわせ
しあわせとは自分が自分らしく輝いて生きられること
市民のみなさんのしあわせを願い
まずは私たちから「最高の笑顔」を届けたい

困っている人 悩んでいる人 社会から孤立している人が
しあわせになることを願って
ずっと笑顔でいられることをめざして
一人ひとりに寄り添っていきたい

そこから生まれた小さな笑顔は
私たちにとって「最高の笑顔」であり
最高の喜びとなるのです



2 新居浜市社会福祉協議会 基本方針

基本方針は、組織が思い描いている「未来像」。それは、基本理念を実現するために、私たちが「こうありたいと思う姿」を掲げたものです。

基本方針は、私たちが大切にしたい「社協らしさ」を内外に示すことで「すべての市民のしあわせ」を目指して社協としての役割を果たすため、次のとおり掲げます。

【基本方針】

3つの「けん」



の実現

けん 謙虚に取り組む社協

私たちは、いつも謙虚な姿勢で、感謝と思いやりの心をもって支援する人財を育てます

けん 研鑽・向上する社協

私たちは、福祉の専門職として常に研鑽し、ともに生きる豊かな地域社会をめざします

けん 堅実に経営する社協

私たちは、コスト意識、危機意識、スピード感覚をもって堅実な法人経営につとめます

基本方針に込めた^{おも}念い

謙虚に取り組む社協（ひとづくり）

人に対しても、仕事に対しても、誠実に向き合い、私たちの取り組みが本当に相手の望んでいることなのか、ひとりよがりではないのか、また、それが最善の策なのか、常に自分に問いかける。そして、相手を思いやり尊重し、私たちを信頼して任せてくれていることに感謝して、謙虚に仕事に取り組む人財を育成する社協を目指したい。

研鑽・向上する社協（まちづくり）

地域住民のみなさんが安心して暮らせるよう、私たちはこれらの3つの機能を果たさなければいけない。

事業体としての機能・・・問題の解決を図るために具体的な福祉サービスを開発・実施する
協議体としての機能・・・福祉のまちづくりに向けて住民や関係機関、行政などと話し合う
運動体としての機能・・・問題を解決するために運動を進めることで、社会に働きかける

そのために、福祉の専門職としての知識・経験を積み上げ、研鑽し続ける。そして、地域住民のみなさんから「社協にぜひやってもらいたい」「社協にお願いしてよかった」と言ってもらえる社協を目指したい。

堅実に経営する社協（組織づくり）

私たちはボランティアではなく^{なりわい}生業として地域福祉を担っている。この地域福祉を持続可能な形で継続させることは、社協が存続するための大前提となる。そのために、私たち一人ひとりが社協職員であるという自覚と誇りを持ち、理念を軸に自分で考えて行動することが大切である。さらに、コスト意識をもって私たちの行動を見直し、変革を恐れずに業務改善をしていくことで、社会情勢等の変化や危機に素早く対応し、安定した経営ができる社協を目指したい。

3 新居浜市社会福祉協議会 行動指針

行動指針は、基本理念や基本方針を実現していくために私たち職員が「職場で共有したい仕事観」です。

私たちは、この行動指針を内外に示すことで次の役割を果たします。

- ①私たち職員が、「大切にしたいこと」を共有し、一体感を創っていく。
- ②地域や関係機関などへ、「私たちが大切にしていること」を伝えることで、私たち職員を身近に感じていただく。

私たち新居浜市社協の職員は、この行動指針を次のとおり掲げます。

【行動指針】

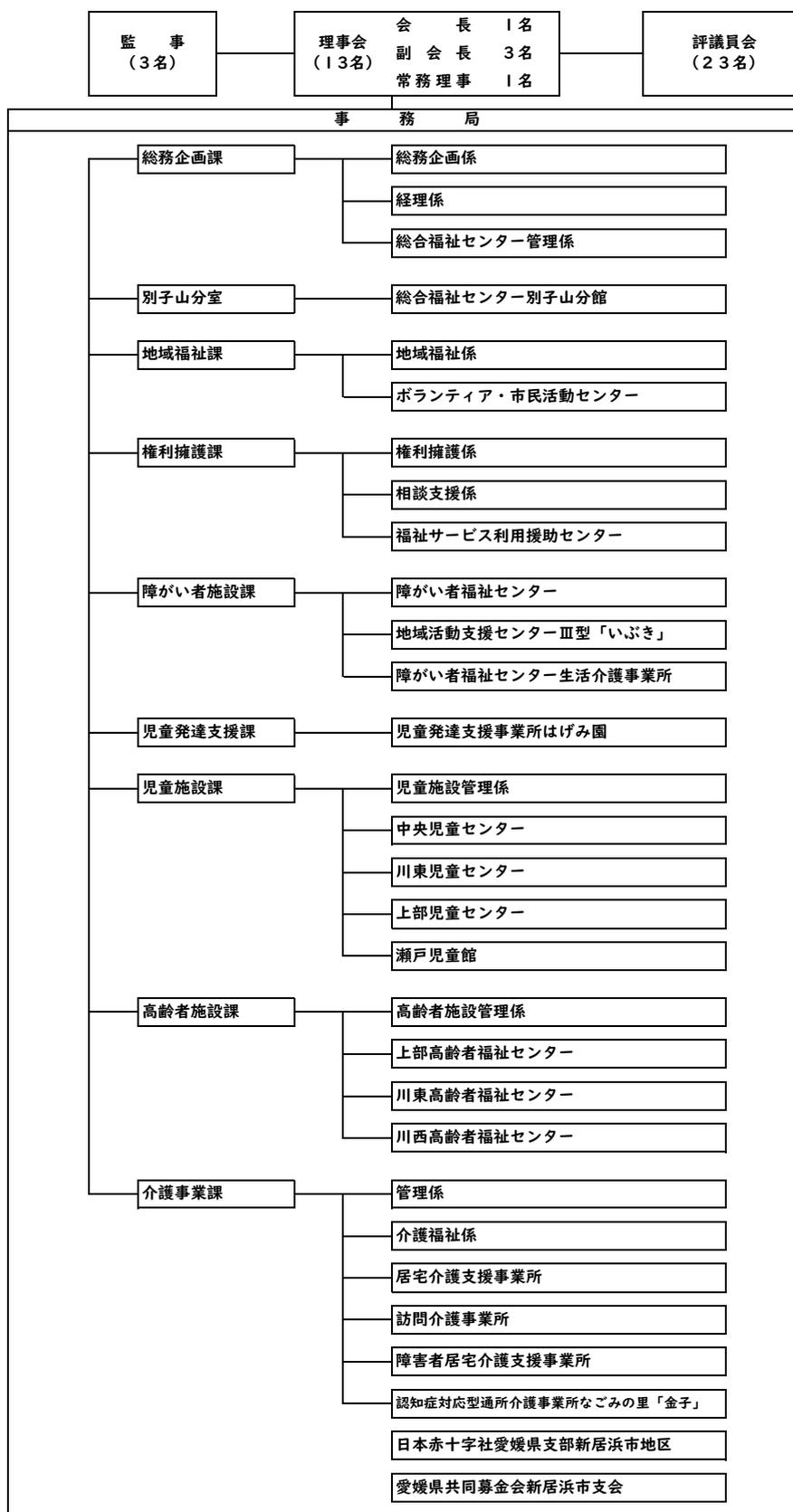
私たちは、新居浜市社協の職員として次の行動指針を掲げ、職務に取り組みます。

- ▶ 笑顔であいさつします
- ▶ 感謝の気持ちをことばにします
- ▶ 人の想いに寄り添います
- ▶ 努力する仲間を大切にします
- ▶ 失敗をおそれずチャレンジします
- ▶ 効率よく丁寧な仕事をします
- ▶ 経営感覚を磨きます

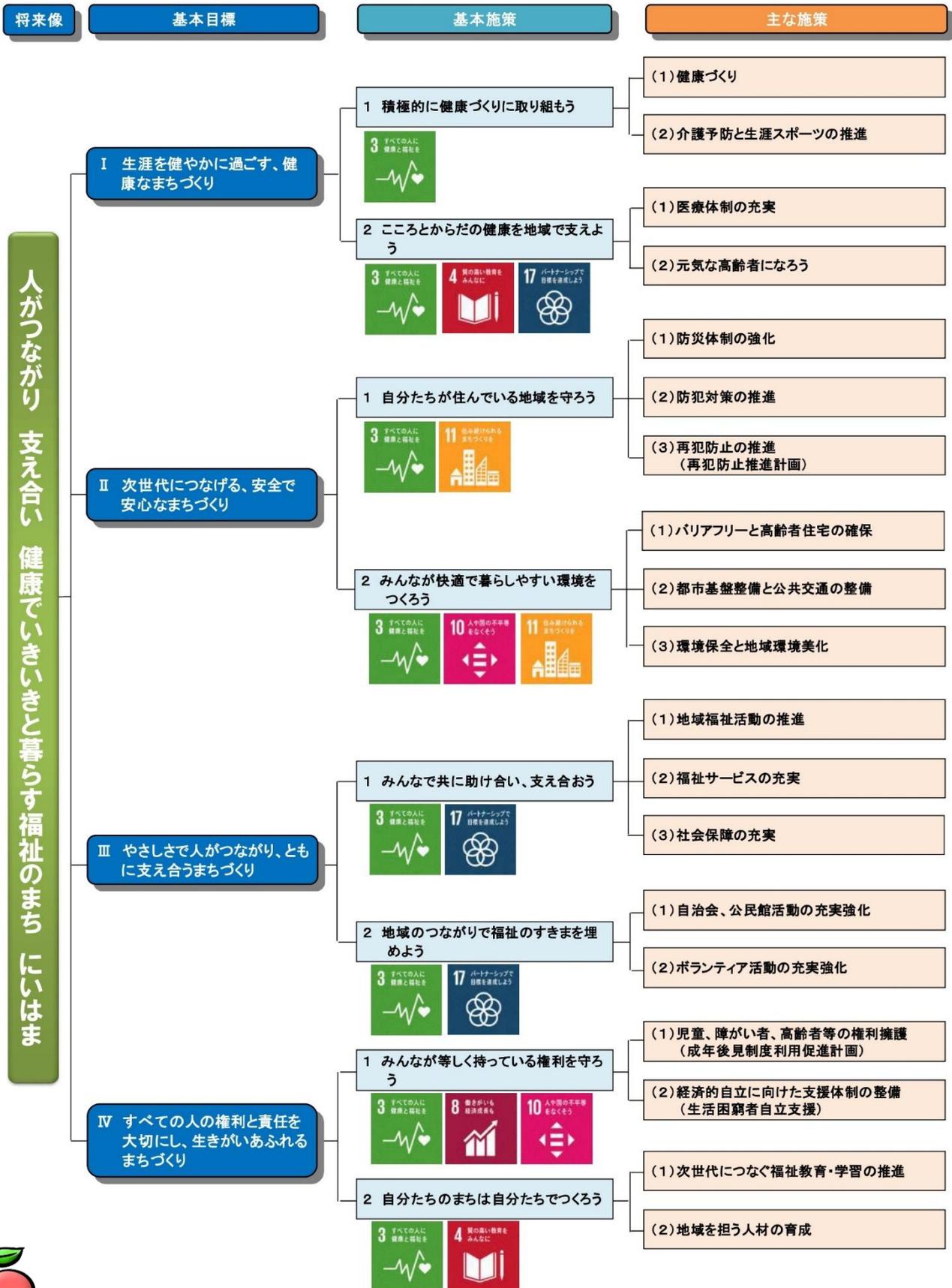
～私たちの“合い言葉”として毎日唱和しています～

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会 事務局組織図

令和8年1月1日



新居浜市地域福祉推進計画施策体系





新居浜市社会福祉協議会キャラクター
「ココロちゃん」

キャラクターの意味はハートの形をしたタネと出たばかりのふたばを表しています。福祉の心が育っていくという願いを込めたものです。

令和8年3月発行

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会

〒792-0031 新居浜市高木町2番60号
TEL 0897-32-8129 FAX 0897-31-3531
(センター直通 TEL 35-2940)
<https://www.n-syakyo.jp>
E-mail info@n-syakyo.jp

新居浜市社会福祉協議会の運営施設

総合福祉センター

社会福祉協議会事務所

〒792-0031 新居浜市高木町 2 番 60 号
TEL 0897-32-8129 FAX 0897-31-3531
(センター直通 TEL 35-2940)

<https://www.n-syakyo.jp> E-mail info@nsyakyo.jp



児童発達支援事業所はげみ園

権利擁護課

直通 TEL 0897-47-4976 FAX 0897-32-1560

障がい者相談支援事業所

直通 TEL 0897-37-0702

新居浜市ボランティア・市民活動センター

直通 TEL/FAX 0897-65-1009



総合福祉センター別子山分館

〒799-0650 新居浜市別子山乙 241 番地の 6
TEL 0897-64-2350 FAX 0897-64-2352



社会福祉協議会介護事業所

〒792-0811 新居浜市庄内町 6 丁目 11 番 46 号

指定訪問介護事業所

障害者居宅介護支援事業所

直通 TEL 0897-32-8339 FAX 0897-33-2310

指定居宅介護支援事業所

直通 TEL 0897-31-3303 FAX 0897-33-2203

認知症対応型通所介護事業所 なごみの里『金子』

直通 TEL 0897-64-9753 FAX 0897-64-9754



障がい者福祉センター

〒792-0811 新居浜市庄内町 1 丁目 14 番 18 号
TEL 0897-33-3341 FAX 0897-37-1710

生活介護事業所

地域活動支援センターⅢ型「いぶき」



上部高齢者福祉センター

〒792-0841 新居浜市中筋町 1 丁目 6 番 8 号
TEL/FAX 0897-43-6338



川東高齢者福祉センター

〒792-0871 新居浜市八幡 2 丁目 10 番 23 号
TEL/FAX 0897-32-2134



川西高齢者福祉センター

〒792-0034 新居浜市滝の宮町 3 番 3 号
TEL/FAX 0897-33-5685



中央児童センター

〒792-0023 新居浜市繁本町 8 番 10 号
TEL/FAX 0897-34-8600



川東児童センター

〒792-0871 新居浜市八幡 2 丁目 10 番 22 号
TEL/FAX 0897-32-8966



上部児童センター

〒792-0045 新居浜市中萩町 10 番 13 号
TEL/FAX 0897-43-3612



瀬戸児童館

〒792-0821 新居浜市瀬戸町 7 番 32 号
TEL/FAX 0897-41-1983

